

貸金庫関連規定集

(2020年4月現在)

一般貸金庫規定

第1条 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

格納品の範囲

1. 一般貸金庫（以下貸金庫といいます）には、次に掲げるものを格納することができます。
 - (1) 公社債・株券その他有価証券
 - (2) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - (3) 貴金属、宝石その他貴重品
 - (4) 全各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月までとし、契約期間満了日までに借り主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

第3条 使用料

1. 貸金庫使用料は、毎年4月19日（当日が休業日のときは翌営業日）に口座振替により1年分を前払いしていただきます。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払い分の使用料を月割計算でお返しします。

第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いの上、借主が封印し当金庫が保管します。

第5条 貸金庫の開閉等

1. 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
2. 開庫にあたっては、貸金庫開庫届に届出の印章により署名押印して提出してください。

なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
3. 格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。

第6条 届出事項の変更等

1. 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更

があったときは、直ちに書面によって当支店に届け出てください。

この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損した時も同様とします。

2. 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しない場合でも通常到達したものみなします。

第7条 印章、鍵の喪失時の取扱

1. 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後におこなってください。
2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第8条 印鑑照合等

1. 開庫届、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用されている鍵については当金庫は確認する義務を負いません。

第9条 損害の負担等

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
3. 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害をうけたときは、その損害を賠償していただきます。

第10条 解約等

1. この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫の所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第7条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主が行方不明のとき
- ③ 借主について相続の開始があったとき

- ④ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき
 - ⑤ 店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき
 - ⑥ 借主または代理人が一般貸金庫規定に違反したとき
3. 前二項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合、第3条第3項に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。
4. 第1項または第2項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して当金庫に公証人の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
5. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金を充当できるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第お支払いいただきます。

第11条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第12条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 譲渡、転貸の禁止

① 貸金庫の使用権または譲渡、転貸または質入することはできません。

第14条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動貸金庫規定

第1条 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

格納品の範囲

1. カード式貸金庫（以下貸金庫といいます）には、次に掲げるものを格納することができます。
 - (1) 公社債・株券その他有価証券
 - (2) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - (3) 貴金属、宝石その他貴重品
 - (4) 全各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月までとし、契約期間満了日まで借り主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

第3条 使用料

1. 貸金庫使用料は、毎年4月19日（当日が休業日のときは翌営業日）毎年4月の当金庫所定日に口座振替により1年分を前払いしていただきます。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払い分の使用料を月割計算でお返しします。

第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いの上、借主が封印し当金庫が保管します。

第5条 貸金庫の開閉等

1. 借主または借主が届け出た代理人に「貸金庫カード」（以下カードという）を発行します。
2. 開庫にあたっては、借主または代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより、操作のうえ正鍵を使用して行ってください。
3. 停戦、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫開庫票」に必要事項を記入のうえカードと共に窓口へ提出してください。
4. 貸金庫格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。
5. 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、退出してください。

第6条 届出事項の変更等

1. カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当支店に届けでてください。

この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

2. 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しない場合でも通常到達したものみなします。

第7条 カード、印章、鍵の喪失時の取扱

1. カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後におこなってください。
2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
3. カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

第8条 暗証番号、印鑑照合等

1. 当金庫が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫の確認をしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 操作機の故障等の場合に、貸金取引に関する書類に使用された届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第9条 損害の負担等

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
3. 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害をうけたときは、その損害を賠償していただきます。

第10条 解約等

1. この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第7条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫は、いつでもこの契約を解約すること

ができるものとしします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様としします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主が行方不明のとき
 - ③ 借主について相続の開始があったとき
 - ④ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき
 - ⑤ 店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦ 借主または代理人が自動貸金庫規定に違反したとき
3. 前二項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合、第3条第3項に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。
4. 第1項または第2項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分が困難な場合には破棄することができるものとしします。なお、貸金庫の開庫に際して当金庫に公証人の立会いを求めることができるものとしします。これらに要する費用は借主の負担としします。
5. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金を充当できるものとしします。この場合不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第にお支払いいただきます。

第11条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第12条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとしします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 譲渡、転貸の禁止

- ① 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- ② カードは譲渡、貸与または質入れすることはできません。

第14条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとしします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効

貸金庫関連規定集

(2020年4月現在)

力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上